

資料

人種差別撤廃条約
第四条・七条の実施に関する研究報告（4）

社団法人 部落解放研究所人権部会

目次

人種差別を撤廃する手段としての、教授、教育、文化及び

情報

序言

第一章 第七条に基づく国家の義務

A ガイドライン

- 一、迅速で実効的措置
- 二、当事国が引受ける義務の範囲
- 三、人種差別を導く偏見と闘うという国家の義務

- (一) 人種的偏見を根絶するための措置
- (二) 諸国家及び人種的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進するために当事国によってとられる積極的措置

B 基本的文書、四つの国際連合文書

- 一、国際連合憲章
- 二、世界人権宣言
- 三、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言
- 四、一九六九年一月四日発効の、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
(以上、本号掲載)

第二章 いろいろな措置

A 国内的措置

- 一、法的または特定の権限を有する機関の教育的役割

- 二、適切な教授
- 三、適切な教育

- 四、基本的に人間中心の文化
- 五、人種差別と闘うためのマスメディアの組織的動員

B 国際的措置、当事国による「条約」第七条の規定の

誠実な実施を実現するための人種差別撤廃委員会 (CERD) の権限

結論 第七条の特質、その人間的、社会的及び国際的意味あい

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する

国際条約第七条の実施に関する研究

第二回人種優越主義および人種差別と闘う世界会議（於ジュネーブ、一九八三年八月一日―二日）参加者のための資料として事前に配布された文書 Distr. GENERAL, 文書記号 A/CONF.119/11, 8 June 1983, ENGLISH, Original: FRENCH

事務総長による注意書き

1 人種差別撤廃委員会の要請に従って、事務総長はここに、第二回人種優越主義と人種差別主義と闘う世界会議に対して「条約」第七条の実施に関する研究を提出する光栄を有する。この研究は委員会の決定に基づいて、⁽¹⁾ ジョルジュ・テネキデス氏 (Georges Tenekides) が執筆したものである。委員会はこの研究をその第二七会期において審議し、これを了承している。

2 この研究は条約「第四条に関する研究」(A/CONF.119/10) とともに、第二回世界会議に対する委員会の貢献を構成する。

人種差別撤廃の手段としての、教授、教育、文化及び情報

序言

1 国際法の立法にかかわる法学者達は、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の規定の侵害を構成する行為を処罰するための事後的措置だけでは、實際上不十分であると指摘しているが、このことは正当である。処罰というのは法秩序の一部であることは、物質に重さがあるのと同様で、言うまでもないことである。しかし、処罰が実効性を持つとしても、それは事後的に適用されるにすぎない。それ故、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の実施に国際共同体の一員として、責任を持つ国家の任務は、人種的偏見の諸原因を取り除くことによつて、この問題にその根柢から当たることである。人種的偏見が社会的緊張をひきおこし有害な結果をもたらしていることは、周知の通りである。このような考え方が、国連総会をしてあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国連宣言の第八条を現在のような表現で、一九六三年一月二〇日に採択させたものと考えられる。この規定は同じ名前の「条約」の第七条にそのまま生きている。すなわち

第七条(教育文化等の分野における差別撤廃精神の普及)

当事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種の

又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進し、並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的と原則を普及させるため、特に、教授、教育、文化及び情報の分野において迅速かつ有効的な措置をとることを約束する。

2 ところで人種的不平等という考え方は、後天的なもので、先天的なものではないということは、科学的に証明されている。この考えは特定の社会において個々人の集団の心の中に深く根付いた集団的態度と見なされる。このような態度はしかし、何世代にもわたって受け継がれてゆくものである。

3 忘れてはならないことがある。それは人種差別主義というものは消滅してしまつたと思われることがしばしばあるが、しかし、新しい発展の結果急に別の形で現れてくるものである。このことは決して軽くみられてはならない。例えば人種的分離政策は永久に消滅したと思われているが、新しい経済的あるいは政治的状況の変化によつては、蘇生するものなのである。人種差別主義の蘇生を法制度の欠陥に帰することは出来ない。例えば失業は労働者階級を、そして伝染病のように一般大家をまきこんで、移民労働者に対して暴力的に行動するように仕向けるものである。緊張が続いて、これが永年の紛争の歴史をもつ異なった民族あるいは種族集団の間の衝突になつてくると、今度は両方の側のフアナチズムを招来するに至る。愛国心から国家主義へ、国家主義から極端な愛国主義へというステップには何んでもなく簡単に移行するものである。

4 はじめに「条約」第七条に含まれた諸原則の普遍的性格を、強調したいと考える。人種的差別禁止の原則が強行規範の性格を有し、それ故に、ユース・コーゲンズという名前の規則の部類に属することが認められている。つまり国家は万一「条約」の当事国でないとしても、この原則から逸脱することは出来ない。このことから第七条に掲げられたガイドラインは、後でみるように「条約」全体の実施のための前提条件であり、従つて普遍的に守られなければならないということが導き出される。

5 この短い序言も、最初に人種差別撤廃委員会(CERD)の邦語訳では単に「委員会」と略記することがある()の活動について述べないと完全とは言えない。第七条をめぐる委員会の作業は必ずしも効果的であつたとは言えないとしても、注目に十分価するものである。一部の当事国は第七条に従つて情報を包み隠さず提出するということに消極的であつた。このような拒否に等しい態度によつて第七条は当事国によつて誠実に実施されてきたとは言えない。このために委員会のこの方面の活動は必ずしもその目的を達成して来たとは言えないというのが正直なところである。だからと言つてこのことは問題の規定の実施のために実効的措置をとるために委員会が果たしてきた実績をいさかかも損なうものではない。

6 委員会の活動は次に次のような理由で有用だつたと考える。当事国が「条約」の問題の条文によつて課せられた責任に則つて行動しているか否かを問う時、委員会はその度毎にその良心を問い質してきた。また「審議のために」当事国によつて

定期報告書が提出される毎に、これら条文について何か実質的あるいは他の種類の改善があつたかを問い、あればこれを指摘するよう求めてきた。

「条約」第九条に従つて委員会に報告書を提出する当事国の中には、第七条が課す義務に十分に応じている国が多い。その国がどのような社会・政治体制に属しているかは関係がない。これらの国々がこの目的に向かつてとる措置(この場合自国の報告書が持つ広報力も考慮に入れるものであるが)、この点について必ずしも満点とは言えない行動をとっている若干の国に対してのモデルともなるものである。

第七条を実施するにいろいろな当事国がとる態度、行動、あるいは無視について、国際連合総会に委員会は毎年報告書を提出する。この際委員会は世界世論と国連加盟国に対して「条約」第七条の実施に対して責任を有する個々の政府の足りない点と不履行を公表するのである。総会でのこの「審議手続」が秩序、つまり決してその重要性が否定され得ない世界的法秩序に照らしての検討手段であることは、否定され得ない。

7 第七条の実施についてのユネスコの種々の貴重な活動についても、強調されなくてはならない。ユネスコ総会がその第二〇〇総会(一九七八年一月二七日)に採択した「人種と人種的偏見に関する宣言」はよく知られているが、これに加えて「一九六五年一月二二日付の「条約」第七条の実施のためのガイドライン案」についても注意しなければならぬ。これは、ユネスコが「条約」第七条の実施のために提案した追加ガイドライ

ン案 (CERN/C/69/Add. 1 of 9 April 1981) にて補完されてゐる。

第一章 第七条に基づく国家の義務

A ガイドライン

8 第七条を分析すると、いくつかのガイドライン、さらには研究のための指針をさし指摘出来る。これらが第七条の目指す目的、つまり、世界的な糾弾の対象である一定の態度とか行動様式に通ずる人種の偏見の根絶であることは言うまでもない。

一、迅速かつ実効的措置

9 『迅速かつ実効的措置』という表現は、当事国が引き受ける義務が、強行的で、争う余地のない、特定の、そして実際の性質を持っていることを、強調している。

二、当事国が引き受ける義務の範囲

10 第七条の中の『特に』という言葉は明らかに、示されている措置は単に例示的であって、これらがすべてではないことを示している。教授、教育、文化及び情報は従って『チャンネル』であって、可能な啓発方式のすべてではなく、若干の方法を示していると言えよう。絶え間ない進歩をもたらすために、権力の座にある人びとは、想像力と創造的能力を活用して、この同じ

目的に向かって遅かれ早かれ使われるであろう他の方法を早く見出すことが期待される。『調停手続』も従って、考え出され得よう。

三、人種差別を導く偏見と闘うという国家の義務

11 第七条の解釈と正当な分析を通じてこの問題は理論的に次の二つの要因に分けられることが分かる。

- (一) 人種の偏見と闘う方法、と
- (二) 諸国間及び人種又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進する方法、である。

(一) 人種の偏見と闘うための措置

12 第七条のこの部分は心理的方面に関しており、適切な方法で言うなれば、消極的結果であるところのもの、つまり、環境、伝統または習慣によって定着しているあらゆるしみついた人種の考え方の根絶の達成を目的としている。言葉をかえる、と、一つの人種や種族的集団による他人種や集団に対する、知的、政治的、道徳的優越性に関する誤った観方や偏見を除去する手段の採用である。

- (二) 諸国家及び人種又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進するために当事国によってとられる積極的措置

13 『理解』という言葉は、反人種主義の哲学全体にとっての鍵

である。これは『開かれた社会』という考え方に結びついていゝる。この概念を、ここでは冷戦の期間中誤った用語法のため定着した政治的意味に理解するのではない。むしろ一九三二年の名著『道徳と宗教の二つの源』(英語版一九三五年)の中で哲学者アンリ・ベルグソンが初めて打ち出した哲学的で社会学的意味で理解するのである。つまり、『人類の多様性という現象に対する確固とした理解』ということである。閉鎖された社会(他人を理解することの欠除、『他者であること』の否定)として他者に対する敵対心によってさえ、このような社会は特徴づけられる(から開かれた社会)このような社会ではすべての人がそのすぐれた創造力を発展させることが出来る(への移行は、今日ではすべての法秩序に共通の一つの構成要件でさえある。

言葉をかえて言うと、偏屈な社会集団への完全な所属から脱して国際共同体の考え方を、そしてそれ故人道主義への移行なくしては、人びとの間の理解というものはあり得ないのである。

14 ここで『寛容』の概念を考へてみる価値がある。この言葉のもともとの意味は、あることを禁止しない、あるいは可能ならばそれを要求する、またこのような自制的結果としての自由ということである。権利ではなく、許容である。もしこの言葉がこの第二の意味に使われ、他人もまた私とは異った考え方や行動をするであらうということを受けられるという態度を意味するものとして使用されるならば、この言葉は、『理解』にすでに内在する開かれた心を示すものであろう。これは別に新しいことではない。今日ではしかし、『寛容』という言葉は、宗教、

哲学、政治的見解をめぐる他の人々の自由に対する『尊敬』という、より深い意味を持つに至った。つまり、人間社会に固有の知的、芸術的、道徳的または法的立場の多様性を素直に受け入れることである。今日ではもはや認容あるいは寛容の問題ではない。むしろ一つの権利、つまり異なつて存在する権利の十全で完全な承認なのである。このようにその最も進んだ意味に理解すると、相互寛容というのは、理解と友好の間にある。第七条に不可欠の橋わたしの必要な要素となる友好こそが最終的目標であることは言うまでもない。

15 さらに、『友好』という要件は、積極的で建設的要素である。友好というのは、開かれた心と、人種的境界と相違をこえた愛情と同情を相互に感ずるということを意味する。友好というのは必ずしも相互的とは言えないが、通常相互的になるものである。もっと正確に言うと、友好は愛情、愛着、親密さ、心の温かさ、信頼、理解、調和そして兄弟性さえも意味する。また、理解と友好は共存するものである。文化的協力に関する重要な文書は、文化的協力の目的の一つは、『人民の間に平和な関係と友好を増進し、各人の生き方についてのよりよい理解をもたらすこと』であると述べている。

B 基本的文書としての国連の四つの文書

一、国際連合憲章

16 憲章は、連合国の人民は基本的人権と人間の尊厳及び価値を

あらためて確認し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意する、と述べている。

17 第一章『目的と原則』で国連憲章は権利の平等の原則を謳うが、当人の人種とか種族的出身にかかわらず、そのすべての側面における権利の平等に言及していることは、かなり明白である。憲章に規定された平等の概念はまた、決して固定したものではなく、次の二重の目的を達成するための行動を続けるよう求めている。

一、人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励すること。

二、すべての人民に、実定国際法規範の枠の中で自決権を保障すること。この基本的前提は、植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言の中に明示されている。この宣言は、以前の委任統治、もっと最近の信託統治に比べて、決定的な前向きな姿勢を打ち出したものである。つまり『政治的、経済的、社会的または教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅延する口実としてはならない』と規定している。

二、世界人権宣言（一九四八年十二月一〇日に国連総会が採択した宣言、決議217A (III)）

18 世界人権宣言は、人権の尊重は教授と教育を通じて促進されなければならないと述べる。

ある。

21 世界人権宣言が総会の決議であることは言うまでもない。従ってそのままでは、法的価値も国際条約としての効力もない。しかし、宣言は国際連合憲章の基礎である諸原則にハイライトをあてることによって、国際的行動のための規範を設定したということ、その持つ意味は大きい。この立場にたつて、宣言はしばしば外交の場で、また国際的、国内的判決において引用されてきた。世界的規模の責任を果たすべき機構が生み出したものとして、宣言は人類の直面する諸問題に対する認識を促す上で、輝かしい成果をあげて来た。

22 すべての人は、同じ特性と資質を持っているし、持っているべきではない。従って、人びとは絶対的に平等であり、人種に基づいていかなる差別も非難され、根絶されなければならないことになる。世界人権宣言は規定する。

第一条（自由平等）すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的又は社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

よって、ここに、総会は、社会の各個人及び各機関が、この宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること、並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

19 歴史的順序をたどってみると、一九四八年十二月一〇日の宣言は、非植民地化の過程の極めて早い時期に採択されている。この当時は、従属国の諸人民はまだ主権を獲得していなかった。今日では一般的に認められていないが、植民地体制を擁護するための論拠の一つは、植民地体制下の劣等と考えられる人びとは自治能力が欠けているということであった。宣言には『世界』（ユニバーサル、本来の正しい訳語は『普遍的』）という言葉がついているが、これはこのような極めて時代遅れの差別的な概念に反対して、人種や種族的出身による差別なく、すべての人が基本的権利を平等に享受するという考え方を導入したのである。

20 宣言はまた各国政府、ことに司法・行政機関に対して、実効性 (effectiveness) の概念に注意するよう求めている。この概念は、このような場合のように、国際的法秩序が社会的現実と無関係な理論的欲求 (desiderata) の集積であると考えることを排斥しなければならないような場合、本領を發揮するもので

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づいていかなる差別もしてはならない。

三、一九六三年一月三〇日のあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合総会の宣言（決議1904 (XVIII)）

23 「条約」の第七条にそのままの規定されることになった第八条に加えて、宣言の前文の若干の条項について考えなければならない。これらは、教授と教育についてのガイドラインを示している。

24 宣言は先ず科学的視点より人種主義に光をあてている。つまり、いかなる人種の相違または優越性に関する教義も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり、社会的に不正かつ危険であり、人種差別は理論的にも実際的にも正当化され得ない、としている。

25 宣言はまた、人種差別の撤廃が恒久平和の達成のための基本的条件であるという考え方を推進している。確かに現実をみると、人種の優越という偏見や人種的憎悪は、基本的な人権の侵害を構成するだけでなく、人民の間の友好関係、国家間の協力それに国際の平和と安全を脅かす傾向のあることは明白である。現代史をひもとけば、このような例にはこと欠かない。南部アフリカに起こっている平和を破壊している流血事件に思い

を致せば十分であろう。また人種差別は、差別の対象となっている人びとを傷つけるだけでなく、差別の実行者をも傷つけているのである。これらはすべてしかるべき教育課程で扱われてしかるべき題目である。人種差別的態度は、人間を小さくし、その価値を損なうような振舞いの類型に入るからである。

四、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、

発効一九六九年一月七日

26 第七条には第七条がその一部である「条約」に対する言及があるが、この意味はこの「条約」の作成者達の意思を慎重に検討してみることによって、明白になる。「条約」を解釈するための上の方法は、これを一つの不可分のものとして考えることである。第七条に則って、教授、教育者やマスメディアに責任のある人びとが従うべきだとされるガイドラインがあるが、これは全体としての「条約」の中に謳われた基本原則の中に見出される。基本の問題、つまりあらゆる形態の人種差別の撤廃を支える理論的原則についての知識だけでは、不十分である。というのは、世界至るところで現在日常的になっている繰り返される人権の侵害に於いて、一般の人々はそのようなアプローチにはいくらか懐疑であり、次第にそのような権利の実現を信じなくなってきたからである。最も大切なことは、適切で実効力ある法的手続（司法的、準司法的、エクストラ司法的）
 △「条約」第七条の実施に関して各国政府に義務をリマインドする責任のある機関、あるいは調停手続△「条約」第四条をみる

よ）が確かに存在すること、国家、実にすべての国家（但し、保護制度が普遍的に確立した場合で、また現段階ではそうではない）がそれらを利用出来るようにする義務を受諾し、また人種差別撤廃委員会を含む国際機関が責任を持つ機構が正しく機能することを確実にするということが、これらの国際機関の義務であるということを示すために努力することである。
 27 実効性と効率性は、世界人権宣言第二八条から導き出される最も重要な条件である。

『何人も、憲法又は法律が与えた基本的権利を侵害する行為に対して、権限ある国内裁判所によって効果的な救済を受ける権利を有する』

28 今まで述べて来たように、人種差別主義に関係のあるすべてのこと、つまりその定義、内容、それが生む害悪や社会的混乱、適切な法律手続と処罰でこれを除去する方法などは、今まで述べてきた国際的文書の中で特別に強調されてきた。しかしこれらのいろいろな法的あるいは法的でないアプローチの中から、二つが注目に値する。第一が行動の予防的措置で、その二が『制圧』的措置であり、この段階では存在する差別的状況と闘いこれを終止させるための適切な手段がとられる。「条約」の第七条は、当事国に対して、世論が人種的偏見、不寛容や侮辱と闘う必要性を悟らせ、また他の人種や種族的出身の人びとに対して基本的平等の立場を獲得するためにとることの出来る数多くの措置を指示することを、その本領としている。以下第二章は、これらのいろいろな措置についての分析である。（次号）